

加古川市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱

令和3年3月23日
福祉部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の心理的負担や社会生活上の不安を軽減し、生活の質の維持向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時点（対象者死亡時は死亡時点）において、加古川市の住民基本台帳に記載がある者
- (2) がんと診断され、その治療を受けたまたは現に受けている者
- (3) 次条に規定する助成対象となる補整具を購入した者
- (4) 申請時点において、本市及び他の地方公共団体から、医療用補整具の購入費の助成を受けたことのない者

(助成対象経費)

第3条 助成対象となる補整具の区分、要件は次のとおりとする。なお、付属品及びケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）、購入のために要した交通費及び郵送費等は対象外とする。

区分		要件
(1)	医療用ウィッグ	がん治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用する医療用のもの（毛付き帽子、医療用帽子、装着時に皮膚を保護するネットを含む。）。1人1台に限る。
(2)	乳房補整具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着（下着とともに使用するパッド含む）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）のいずれかとする。なお、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1台に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金額は、対象者1人につき、前条に定める補整具の区分毎に次の各号に掲げる金額を限度とする。ただし、購入金額が次の金額に満たない場合は、購入実額とする。

- (1) 医療用ウィッグ 5万円
- (2) 乳房補整具
 - ア 補整下着（下着とともに使用するパッドも含む） 1万円
 - イ 人工乳房 5万円

（申請及び決定）

第5条 助成を受けようとする者（その者が未成年の場合はその法定代理人。）（以下「申請者」という。）は、購入した日の翌日から起算して1年以内に、加古川市がん患者医療用補整具購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請するものとする。この場合において、申請時に対象者が死亡している場合は、相続人による代理申請を可能とし、代理申請にあたっては、対象者と相続人の関係を証明する書類を添付するものとする。

- (1) がん治療を受けた又は現に受けていること及びがん治療に伴う脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類。ただし、写しも可とする。
 - (2) 対象補整具の購入に係る領収書（申請者の氏名、購入した年月日、品名、金額、台数の記載のあるもの。これらに加え、医療用ウィッグは医療用であることが、乳房補整具は補整下着又は人工乳房であることが、備考等に記載されているもの。ただし、写しも可とする。）
 - (3) 助成金の振込を希望する金融機関の通帳等カナ名義及び口座番号が確認できるものの写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、対象者1人につき、第3条で定める補整具の区分ごとに1回を限度とする。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成金の額を決定する。
- 4 市長は助成の決定及び審査のために必要があると認めたときは、申請者、治療を受けた医療機関及び購入先等に対して、聴取することができる。
- 5 市長は第3項の規定により助成金の額を決定したときは、加古川市がん患者医療用補整具購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者の指定する口座に助成金を振り込むものとする。また、不承認と決定したときは、加古川市がん患者医療用補整具購入費助成金交付不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。
(実施上の留意事項)

第7条 本事業の実施にあたっては、申請者のプライバシーの保護に十分配慮し、この要綱による事務を処理するための個人情報等を他に漏らしてはならない。

2 市は、助成実績の管理のため、名簿を作成するものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 助成対象者の要件に係る第2条第3号の規定は、この要綱の施行日以後に、第3条に規定する助成対象となる補整具を購入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、改正後の加古川市がん患者医療用補整具購入費助成事業実施要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。